政令第三百五十六号

自衛隊法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、自衛隊法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第百号）の一部の施行に伴い、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十八条第五項、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第九十九条第一項、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第三十八条第一項、国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第二条第一項、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第二十四条第一項において準用する同法第二条第三項及び国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第十条の規定に基づき、この政令を制定する。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第一条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第三項中「防衛大学校若しくは防衛医科大学校の」を削り、「の防衛大学校又は防衛医科大学校の」を「に規定する」に、「以下「学生」という」を「第百二十条の三第一項を除き、以下同じ」に改める。

第百二十六条の九第一項中「防衛大学校の学生」を「同条第一項の教育訓練を受けている者」に改める。

（防衛省組織令の一部改正）

第二条　防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「の教育訓練又は法第十六条第一項」を「又は第十六条第一項（第三号を除く。）」に改める。

（国家公務員共済組合法施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部改正）

第三条　次に掲げる政令の規定中「防衛医科大学校の学生」の下に「（防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十六条第一項第三号の教育訓練を受けている者を除く。）」を加える。

一　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十二条の二第一項ただし書

二　障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）別表第一第二号ロ

（国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律施行令等の一部改正）

第四条　次に掲げる政令の規定中「の教育訓練又は同法第十六条第一項」を「又は第十六条第一項（第三号を除く。）」に改める。

一　国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律施行令（平成七年政令第四百三十八号）第一条第四号

二　防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令（平成十二年政令第三百八十八号）第一条第三号

三　防衛省の職員の自己啓発等休業に関する政令（平成十九年政令第二百十八号）第一条第五号

附　則

この政令は、自衛隊法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
防衛大臣　小野寺五典
内閣総理大臣　安倍　晋三

条　約

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年十二月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第十一号

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書

日本国政府及びベルギー王国政府は、

千九百八十八年十一月九日にブリュッセルで署名された議定書によって改正された千九百六十八年三月二十八日に東京で署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約（以下「条約」という。）及び同議定書によって改正された千九百六十八年三月二十八日に東京で署名された条約の不可分の一部を成す議定書（以下「千九百六十八年の議定書」という。）を改正することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

条約第二十六条を次のように改める。

第二十六条

1　両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国若しくは日本国の地方公共団体が課するすべての種類の租税に関する両締約国の法令（当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限る。）の規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。

2　1の規定に基づき一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追、これらの租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に関与する者又は当局（裁判所及び行政機関を含む。）に対してのみ、開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。

3　1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a)　当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b)　当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

(c)　営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。